

総発第 3 1 0 号
令和 7 年 1 月 6 日

酒田市監査委員 大 石 薫 様
酒田市監査委員 高 橋 千代夫 様

酒田市長 矢 口 明 子
(公 印 省 略)

定期監査結果に対する措置等について

令和 6 年 1 1 月 2 5 日付け監発第 6 8 号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

記

課名	監査結果		措置内容
松山 総合 支所	注意 事項	【契約】 ○契約書に必要事項の記載不備があったもの 松山生涯スポーツ振興事業業務は個人情報を取り扱う業務のため、本来、業務委託契約書に個人情報の取扱いに関する条項を定めなければならないが、定めていなかった。 令和 5 年 4 月からの個人情報保護法の改正に伴い、酒田市個人情報の管理に関する規程第 36 条の規定による、個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合に契約書に記載が必要になる事項については契約検査課で周知をしている。契約検査課作成のチェックリストでは、「個人情報を取り扱う業務の場合は、契約書に個人情報に関する事項を盛り込む必要	個人情報の取扱いに関しては、別紙仕様書に記載していたが、契約書への記載や「契約書別記個人情報の取扱いに関する特記事項」の添付はしていなかった。 改めて契約担当者間で注意事項を共有し、その他の契約についても総点検を実施している。今後は適切な契約事務手続きに努め、再発防止を図る。

		があります。『契約書別記個人情報の取扱いに関する特記事項』の添付でも可」と通知している。 今後は適切に契約事務手続を行うこと。	
平田 総合 支所	注意 事項	【契約】 ○契約書の引用条項が誤っているもの 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の改正に伴い、市の契約書各書式は引用条項を変更したものが契約検査課掲示板に掲示されていたが、変更前の書式で作成されている契約書があった。そのため、契約書の「談合等に係る契約解除」の引用条項に辻褄が合わない部分があった。 内容を確認し、次回の契約手続に向けて対応すること。 【対象の契約書】 ・筋力トレーニング器具保守点検業務委託（R6.4.1～R7.3.31） ・筋力トレーニング器具利用講習会事務業務委託（R6.4.1～R7.3.31） ・ひらたタウンセンター筋トレマシン新規増設賃貸借（R6.4.1～R7.3.31） ・筋力トレーニングマシン増設賃貸借（R6.4.1～R7.3.31） ・ラポート賃貸借【再リース】（R6.4.1～R7.3.31） ・セノーラポートLXE1200 賃貸借（新規）【長期継続契約】（R6.4.1～R11.3.31）	最新の契約書様式を確認し、次回の契約手続において適切に対応する。
	意見	【事務事業】 ○業務委託点検結果への対応について 自家用電気工作物保安管理業務委託（ひらたタウンセンター・B&G）保安結果では、足元照明器具のカバーが破損し器具本体の故障となるため、改修するよう指摘されている。また、筋力トレー	足元照明器具については、令和7年度予算で撤去する予定。 筋力トレーニング器具3台について、修理不可能とされた器具2台は、令和6年12月20日に撤去し

	ニング器具保守点検業務委託の点検結果では、器具の老朽化、劣化が進み、破損につながる可能性があること、修理も困難なため、機種を更新を検討するよう報告されている。 万が一事故が起きた場合、市または職員の管理責任が問われることがあるため、点検結果も含めて適切な対応をしていただきたい。	た。また、1台については、令和7年度予算で新しい器具に更新する予定。
--	---	---